

会長専決事項の処理について

中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第 5 及び第 6 の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第 7 の規定に基づき報告して承認を求める。

平成 21 年 4 月 21 日

中央防災会議会長 麻生 太郎

記

件 名	年 月 日	事 項
地域防災計画の修正	H21.1.19	埼玉県、富山県、三重県、鳥取県、島根県
	H21.2.3	滋賀県、山口県、宮崎県
	H21.2.20	茨城県、和歌山県
	H21.3.25	神奈川県、長野県
	小 計	12件
激甚災害の指定	H21.2.27	平成十二年から平成十九年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	H21.2.27	平成二十年における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	小 計	2件
東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定	H21.3.27	大規模地震対策特別措置法第 3 条に基づく強化地域の指定及び解除
	小 計	1件
東南海・南海地震防災対策推進地域の指定	H21.3.27	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条に基づく推進地域の指定及び解除
	小 計	1件
合 計		16件